

御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定等業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

- (1) 業務名：御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定等業務
- (2) 契約期間：契約締結日から令和8年1月31日まで
- (3) 契約限度額：12,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

2. 業務内容

本業務は、環境省補助事業（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業1号事業の1）を活用して実施するものである。受注者は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオの作成方法とその実現方策に係る参考資料」を参考に業務を履行することとする。（詳細は別紙「御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定等業務仕様書」のとおり）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 御坊市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に定める暴力団等に該当しないこと。
- (4) 過去3年間（令和4年度から令和6年度）において、官公庁が発注した以下に定める同種業務（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務）を完了した実績を有すること。
- (5) 管理技術者及び主担当技術者として、同種業務の業務実績を有している者を配置できること。なお、管理技術者及び主担当技術者は兼ねることができない。また、参加表明書提出前3ヶ月以上の間、直接的に雇用されていること。
- (6) 和歌山県内に契約締結権限を有する者が在籍する本店・支店・営業所等を有すること。
- (7) 企業として以下の認証登録を取得していること。
 - ① JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ② JIS Q 15001（プライバシーマーク：個人情報セキュリティ）

- ③ JIS Q 9001 (ISO9001 : 品質マネジメントシステム)
- ④ JIS Q 14001 (ISO14001 : 環境マネジメントシステム)
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で当該プロポーザルに参加すること。
- (9) 国税 (法人税・消費税及び地方消費税) に未納がないこと。
- (1 0) 本店所在地 (御坊市との契約を委任している支店又は営業所がある場合には、その所在地) における市区町村税に未納がないこと。

4. スケジュール

項 目	期日等
① 公告 (公募開始)	令和 7 年 4 月 1 0 日 (木)
② 参加表明書の提出期間	令和 7 年 4 月 1 1 日 (金) ~ 4 月 2 4 日 (木)
③ 質疑の受付期間	令和 7 年 4 月 1 1 日 (金) ~ 4 月 1 8 日 (金)
④ 質疑への回答	令和 7 年 4 月 2 3 日 (水)
⑤ 参加資格者確認結果通知 ○参加資格確認 ○提案書等の提出依頼	令和 7 年 5 月 2 日 (金)
⑥ 提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 1 日 (水)
⑦ 審査・ヒアリング ○プレゼンテーション ○受託予定者の選定 ○選定委員会	令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)
⑧ 契約締結及び業務開始	令和 7 年 6 月上旬
⑨ 履行期限	令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)

※ 上記スケジュールは、変更となる場合がある。

※ 説明会は開催しない。

5. 担当部署

御坊市 市民環境課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺 350 番地 2

電 話：0738-23-5500

F A X：0738-24-3255

E-mail：shiminkankyo@city.gobo.lg.jp

6. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出方法

担当部署へ持参又は郵送とする。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 業務実績調書（様式第3号）
- ④ 配置予定技術者経歴及び実績（管理技術者・主担当技術者）（様式第4号）
- ⑤ 業務実施体制表（様式第5号）
- ⑥ 資格者証及び認証取得（写し可）
- ⑦ 業務実績証明書等（契約書及び仕様書の写し、テクリス登録内容確認書）
- ⑧ その他（御坊市入札参加者登録に登録されていない方は提出してください）

（ア）登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

（イ）誓約書（別紙様式）

（ウ）市区町村税等の完納証明書

※本店所在地（御坊市との契約を委任している支店または、営業所がある場合には、その所在地）における証明年月日が公表日以降のもの。

(3) 提出部数 1部

(4) 受付期間

令和7年4月11日（金）から4月24日（木）まで

（土・日・祝日は除く。午前8時30分～午後5時15分）

(5) 郵送で提出する場合は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(6) 参加表明後、辞退するときは、速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。

7. 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書を次のとおり、提出すること。（様式第9号）

(1) 受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）17時必着

(2) 質問方法

質問書によりメールでのみ受け付ける。

電子メールアドレス shiminkankyo@city.gobo.lg.jp

(3) 留意事項

審査方法及び審査基準に関する質問には回答しない。

(4) 回答方法

企画提案に関する質問については、Q & A形式で御坊市のホームページで公表する。
それ以外の質問については、個別にメールにて回答する。

8. 参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼について、令和7年5月2日（金）までにメール及び郵送により通知する。

※提案者が概ね4者以上の場合は、第1次評価として書類選考を実施する。書類選考により合格した者にのみプレゼンテーションを行ってもらふ。書類選考の審査経過に関する質問には一切回答しないことと、審査結果については異議の申し立ては受け付けない。

9. 提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次により書類を提出すること。提出した書類について、受理後の差し替え、追加、削除などは一切認めない。

(1) 提出方法

担当部署へ持参又は郵送とする。

(2) 提出書類

	提出書類	様式等
①	提案書提出届	様式第6号
②	提案書	任意
③	見積書	様式第7号
④	見積内訳書	任意

(3) 提出部数

正1部 副9部

(4) 提出期限

令和7年5月21日（水）まで

（土・日・祝日は除く。午前8時30分～午後5時15分）

10. 提案書の作成要領

提案書は、次により作成する。

提出書類は日本工業規格によるA4判又はA3判の規格で作成し、A4換算で15枚以内（両面印刷可）、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上で具体的かつ簡潔に記載すること。なお、図表等の挿入は可とし、図表等に用いる文字サイズは指定しない。

記載内容については、別紙仕様書及び本募集要領 11 の評価項目に基づき、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

11. プレゼンテーション及び評価項目

企画提案内容等に関して、令和 7 年 5 月 27 日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所は別途、通知する。

- ・ プレゼンテーションを受け、次表の評価項目ごとに評価する。
- ・ 主たる担当者が中心となって、3 名以内でプレゼンテーションおよび質疑応答を行わなければならない。
- ・ プレゼンテーションは 30 分以内、質疑応答は 10 分以内とする。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。ただし、本プロポーザルに係る事業者選定情報の公開については、御坊市情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号）及び御坊市プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準に基づく。
- ・ 事業者は説明にあたり、事務局が用意するプロジェクター、スクリーンを使用することができる。ただし、パソコンは提案者にて準備すること。

【評価項目・配点】

① 参加表明審査：組織の実績・人員配置等

項目	配点
1) 組織の実績	10
2) 管理技術者の資格・経験	10
3) 主担当技術者の資格・経験	10
4) 人員体制	10
計	40点

② 企画提案書審査：技術提案内容

項目	配点
1) 基本的事項・背景・地域特性の整理	5
2) アンケート調査の実施	10
3) 温室効果ガス排出状況の分析・将来推計	10
4) 再生可能エネルギーの導入状況・導入ポテンシャルの整理	10
5) 目指す地域の将来像・地域脱炭素シナリオの検討 ① 目指す地域の将来像の検討 ② 地域脱炭素シナリオの検討	15
6) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定	10
7) 必要な政策の設定	10
8) 再生可能エネルギー導入・脱炭素推進重点プロジェクトの検討	10
9) 促進区域の設定に関する検討	5
10) 進捗管理のための指標の設定	10
11) 御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案作成	5
計	100点

③ 業務価格に関する加点点評価

項目	配点
見積額	10点

総合得点

項目	配点
①+②+③	150点

12. 審査選定等

(1) 審査方式

御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定等業務公募型プロポーザル審査委員会において審査を行い、提案事業者の実務経験、企画提案内容、見積額等を総合的に評価し、最も評価が高かった提案事業者を優先契約交渉権者とする。なお、優先契約交渉権者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

(2) 審査結果

審査結果は書面にて通知する。電話等による問合せには回答しない。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」に定める要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示した提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出された見積金額が契約限度額を超えている場合

14. その他

- (1) 本業務は、令和7年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の第1号事業の1を活用して実施するものであるため、当該補助事業の趣旨を理解したうえで業務を遂行することとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する経費、その他本業務の参加に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、選定に必要な範囲において、複製を作成できるものとする。
- (4) 提出書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 選定結果に関する異議は、一切受け付けない。

以上